

議 事 録

議 長 ただいまから、令和6年3月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中13名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は6名中5名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は6件、ご報告申し上げます案件は6件となっております。
署名委員は、中野委員と比嘉委員です。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第7号案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。

地区委員 それでは議案第7号案件につきまして、ご説明させていただきます。
2月25日日曜日に●●氏と●●氏の●●●と立会いを行いました。譲渡人の●●さんは●●市にお住まいとのことで、電話で状況を確認しました。

【場所説明①】

●●氏は●●●が2年前に亡くなられて相続され、10年以上は耕作されていないとお聞きしました。●●氏自身は●●の方に住んでおられて、実家も処

委員会等に関する法律第31条第1項の規定（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。）により、本議案審議の間、退席を求めます。

（●●委員退席）

議 長 それでは事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第8号 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

【案件 朗読】

なお、本件について富田林税務署に確認したところ、農地の相続税の納税猶予対象者が20年間の納税猶予期間継続して営農していたかの最終確認ということです。営農を継続していることが確認されれば、納税猶予を受けてから20年間の期間終了後、相続税の納税が免除されるというものです。ただし、この20年の納税猶予の制度は、平成21年12月14日までに相続税の納税猶予を受けた方が対象者となりますが、同日以降に納税猶予を受けた方は市街化区域、市街化調整区域ともに終身営農していることが条件となります。

地区委員 議案第8号案件につきまして、ご説明申し上げます。

【場所説明】

昔から耕作されていたのは私も知っていたものの、●●委員が耕作されていたとは知らずに、●●●の地元の方がやっておられると思っていました。春と秋の水利の掃除の際も協力的に参加していただいていたということで、20年間耕作を継続されていたことは確認できる状況でしたのでこの場で報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの報告について皆さんからのご意見、ご質問を求めます。また、別紙の利用状況確認書についてもご確認をお願いします。

委 員 追加説明をさせていただきます。

【利用状況確認書 説明】

議 長 ありがとうございます。何かご意見ございませんか。

委 員 去年で20年経ったのですか。期日は。

委員 税務署からの依頼文書では、利用状況等をを確認し、令和6年3月29日までに税務署長あてに提出してくださいということです。平成15年に相続されておられますので、昨年で20年が経過していると思います。

議長 他にご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については確認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、確認することと決しました。

(●●委員着席)

議長 次、議案第9号1番案件につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農用地利用集積計画の作成について

【1番案件 朗読】

なお、今回諮問があった案件は、すべて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第9号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で3年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回が初めての更新となります。

●●氏におかれましては、平成23年3月末に一般企業を退職され、その後は専業農家である父親のもとで、農業に関する知識と管理技術を学ばれ、同じ●●地区において正式に農地を借り受け、本格的に農業経営を始められました。

現在●●地区及び●●地区にて主に水稻と野菜類を作付けし、できた作物につきましては市内外の直売所へ出荷されておられます。今後も更なる経営規模の拡大を図っていく意向をもっておられる認定農業者であります。

一方、貸し手の●●氏は農業以外の仕事に従事していることにより、農地の日常管理が難しいということで、当該農地を●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

なお、前回貸借契約を結んだ際は、ご家族の●●●●●氏が●●●●●番を所有されており、●●氏が所有する●●●番とは別個の契約となっております。

しかし、●●●氏が亡くなったことで当該農地を●●氏が相続されたため、1つの契約にまとめております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第9号1番案件について、ご説明します。

【場所説明】

立会いは昨日させていただきました。●●氏は、露地栽培で野菜類をたくさん作っておられまして、毎月変わった野菜を出荷しておられます。出荷量は多く、耕地面積は●●●●㎡を借り受けてやっておられます。

●●氏は、30歳の後半で勤めていたところを辞めて、農業の研修を受けてきたと思います。非常に熱心に野菜作りをやっておられ、これからも●●地区での担い手になっていくと思います。●●氏は、農業については熱心ですので、期待が持てるかと思います。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 前の農業委員さんの●●さんですか。更新ということですが、以前から●●さんが借りておられたのですか。

委員 そうです。

委員 それは任せて間違いはないですね。

議長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第9号2番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

農林課 議案第9号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

 今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象の農地は議案書のとおりでございます。

 本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で3年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回が2回目の更新となります。

 借り手の●●氏は、公務員として勤務する一方で、●●地区を中心に約●反の農地を耕作しておられ、主に自家消費用の水稻を栽培しておられます。

 当該利用権設定農地でも水稻を栽培されています。

 一方、貸し手の●●氏につきましては、経営規模縮小のため、当該農地の管理を引き続き●●氏に任せたいという意向をお持ちです。

 以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第9号2番案件について、ご説明します。

 【場所説明】

 借り手の●●氏は平成30年に貸し手の●●氏との間で、農地利用権を設定され、今回が2回目の更新となります。生産米は、自家消費と親戚等に分配しているとのことでした。また、公務員として、勤務しながら、農業経験も十分持つておられまして、人格も立派な方です。

 貸し手の●●氏ですが、電話で意向を聞きました。86歳になって、当該農地を●●氏に使ってもらえるということで喜んでおられました。また、●●氏は、同じ地区内でこどものころから気心を知っている仲なので安心して任せられるとのことでした。

 ●●氏は、60歳と若く、立派な方ですし、時々会いますが、私自身も安心しております。昨日現場を見てきましたが、法面の方もきれいに草刈りをされておられまして、きちりと管理しておられます。

 以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 　　ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

（なしの声あり）

議 長 　　ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。次、議案第9号3番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 　　【3番案件 朗読】

農林課 　　議案第9号3番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●●●●氏が農業経営を開始するために、新たに利用権を設定するものであります。

借り手である●●●●●氏については、農林課が実施している「河内長野市農業研修講座」を令和3年度に修了されました。

その後は研修講座の修了生が結成している「河内長野野菜づくりお助けクラブ」に加入し、共同栽培を行いながら栽培経験を積んでこられ、営農する自信がついたため、義理の●である●●●●●氏が所有する当該農地で農業経営を開始することとなりました。

当該農地ではじゃがいもやにんじん、エンドウ、タマネギなどの野菜類の栽培を計画しており、収穫した農産物はあすかてくるで河内長野店等の市内直売所に出荷する予定です。

一方、貸し手の●●●●●氏は体調不良のため農地の日常管理が困難であり、義理の●である●●●●●氏に当該農地を任せたいという意向を持っておられます。

なお、当該農地につきましては、前地主の●●●●●氏から●●●氏に対して利用権が設定されており、期間は令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間となっております。こちらにつきましては、既に合意解約が成立しており、令和6年3月4日付で解約報告が提出されております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 　　それでは、議案第9号3番案件について、ご説明します。

【場所説明】

新規就農でもありますので、2月16日に農林課と●●氏にお会いし、お話をうかがいました。所有者である●●●●氏は、●の死後当該農地を相続されたのですが、全く農業経験がなく、●●●氏に貸していたという状況です。今回、●●の●である●●●●●氏が令和3年度の本市の農業研修講座を修了された後、野菜作りをしたいということで河内長野野菜づくりお助けクラブ等でいろいろ経験を積んでもらいました。

貸し借りに関しましては、義理の親子関係でもありますので問題はないと思うのですが、面積が新規就農をするには、●●●●㎡余りありますので、私も心配で本人に言いました。●●●氏が一枚の田んぼなのですが半分ぐらいをすいて、畝立てをして返してくれています。まずはいけるのですが、この人も初めてなので、●●●●という面積は、広いので、本人は熱心な気持ちを持っておられますが、河内長野野菜づくりお助けクラブの友達にも手伝ってもらおうとのこと。これから農林課と私も可能な限り、パトロールして見守りをしていかなければいけないと思っています。今、草刈り機1台を購入したところなので、これから努力していただかないといけないと思っています。農業は、輪作の問題もあるし、向こうが空いたからといって、通路がなければ飛んでいけないというようなことも現場で話をしました。これから見守っていきたいと思います。きれいにはして下さると思います。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 事務局にお伺いします。

義理の●●の土地を借りるということですが、ご本人から事務局に話があり、厳密にいうとということで、今回審議案件に挙げられたのだと思うのですが、ちまたではごく普通にやっていることだと思うのですが、ここまで審議案件に挙げる必要があるのかと。これをすると案件が増えて事務局も大変だと思うのですが、事務局はいかが考えておられますか。今後私どももそれに基づいて対応しなければならないと思います。

農林課 この案件についてですが、正式に貸し借りをした後に、農林課が実施している河内長野市新規就農者支援事業補助金を活用しまして、耕運機の購入計画を立てておられます。その補助金を活用するためには、所有権又は使用権を正式に持っていないかならぬという事情がありまして、今回の利用集積計画作成という形となっております。

委 員 補助金が関係するので、新規案件ということですね。分かりました。

委 員 この土地は前は●●●氏が借りて作っていたところですか。

委 員 稲を作っておられました。3月に解約され、4月から●●●●●氏が作るということですか。

委 員 利用集積で更新の時期が近づくと、手順としては農林課が貸し手と借り手に連絡するわけですか。

事務局 事務局から連絡します。

委 員 農林課はしないのですか。

農林課 農林課がする場合もあります。

委 員 電話で事務局から聞くわけですか。

事務局 農業委員会から更新時期が近づいてきましたら、最近では電話でしていることもありますが、文書でご案内をさせていただいて、ご意向をお聞きしながら、更新を希望の方でしたら、手続きを進めていただいています。個別に接触がある場合は、農林課の方からお話をする場合もあります。基本は文書でのご案内です。

委 員 利用集積の貸し借り、大阪府の外郭団体の大阪府みどり公社の貸し借りの制度があると思うのですが、窓口で相談に来られたときの割り振りについて教えてください。はっきりとした定義があれば教えてください。

事務局 特別取り決めをしているというわけではないのですが、元々大阪府みどり公社、中間管理機構は、たくさんの地権者が関係するような案件で、いったん中間管理機構が地権者から土地を借り上げて、それをまとめて担い手の方に貸し出すということで複数の地権者がおられる場合によく使われます。

委 員 制度が違うのですか。

事務局 大規模案件で一部、中間管理機構を通して権利設定をしていただいています、個人個人の案件では市の利用集積計画で対応させていただいているというケースが多いです。

委 員 結果ありきで、指導されていると思うのですが、ケースバイケースでされるということですか。

事務局 小規模な案件であれば、市の利用集積計画の方が手続きも早いですし、必要があれば中間管理機構を利用するということです。

委 員 基盤法が変わったら、利用集積の方法が変わりますので。改正前の暫定措置で後2年もない状態です。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第10号案件につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第10号 河内長野市農業委員会に関する規程の一部改正について

【案件 朗読】

農業委員会に課長を必ず置くものとし、これに伴い、公印の管理も一部課長が行うこととするものです。

【新旧対照表 説明】

以上よろしくご審議をお願いします。

委 員 新旧対照表に記載されていますが、今は、副理事という役職は、存在しているのですか。

事務局 職としてはありますが、この数年は置かれていません。

委 員 分かりました。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

 これで審議案件6件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

 本日も報告申し上げます案件は、6件でございます。

 ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。

 報告第6号3案件続けて朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

 【1番案件から3番案件まで 朗読】

 なお、1番案件から3番案件までの対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付すべき書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。

 以上です。

議 長 次に、報告第7号案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

 【案件 朗読】

 なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付する書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。

 以上です。

議 長 次に、報告第8号1番案件及び2番案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【案件 朗読】

議長 以上、報告案件について、皆様のご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、これを持ちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	中 野 毅	
署名委員	比 嘉 一 美	

協 議 会

協議事項

- ① 4月定例農業委員会について
開催日 令和6年4月10日（水）午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- ② 大阪農業時報第858号について
- ③ 活動記録カードについて
- ④ その他

令和6年3月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	欠席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	欠席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	議事録署名人
20	比嘉 一美	農業委員	出席	議事録署名人